

国立大学法人茨城大学介護休暇規程

〔平成16年 4月 1日〕
規程第 16 号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人茨城大学就業規則（平成16年規則第 8号）第46条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）に勤務する教職員の介護休暇に関し、必要な事項を定める。

(介護休暇)

第2条 教職員は、次の各号のいずれかに該当する者で、負傷、疾病又は老齢により 2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、介護休暇を取得することができる。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 父母
- (3) 子
- (4) 配偶者の父母
- (5) 祖父母、孫及び兄弟姉妹であって教職員と同居している者
- (6) 父母の配偶者であって教職員と同居している者
- (7) 配偶者の父母の配偶者であって教職員と同居している者
- (8) 子の配偶者であって教職員と同居している者
- (9) 配偶者の子であって教職員と同居している者
- (10) その他学長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員は、介護休暇を取得することができない。

- (1) 期間を定めて雇用される者
 - (2) 労使協定の定めるところにより、介護休暇の対象者から除外することとされた者
- (期間)

第3条 介護休暇の期間は、前条第 1項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 6月の範囲内において必要とする期間とする。

(付与単位)

第4条 介護休暇の単位は、1日又は 1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4時間の範囲内とする。

(手続)

第5条 介護休暇を取得しようとする教職員は、当該休暇の取得しようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに、所定の休暇簿に記入して学長へ提出しなければならない。

2 前項の場合において、第3条に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇を取得しようとするときは、2週間以上の期間について一括して申し出なければならない。

3 学長は、その事由を確認する必要があると認めるときは、教職員に対し証明書類の提出を求めることができる。

(賃金)

第6条 介護休暇については、その期間の勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの賃金額を減額する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年8月4日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。